

6. 因果関係の錯誤～大判大 12.4.30【百選 | 15】

【論述例】

1 Xは、細麻縄をもって熟睡中のAの頸部を絞扼した（以下「第1行為」という。）ところ、Aは身動きをしなくなったことから、Aは既に死亡したものと思い、その犯行の発覚を防ぐ目的で頸部の麻縄を解かないままAを背負って海岸の砂上に運び、放置し帰宅した（以下「第2行為」という。）ため、Aは砂末を吸引し、頸部絞扼と砂末吸引とにより死亡するに至った。そこで、殺人罪（199条）が成立しないか。

2 まず、Xが「人を殺した」（同条）といえるか。第1行為は、人の死亡結果発生の実現的危険を有する行為であるから、同罪の実行行為にあたるが、Aは、第2行為により死亡するに至っていることから、因果関係の有無が問題となる。

(1) 因果関係は、結果発生の実現的危険を有する実行行為が当該結果を引き起こしたことを理由により重い刑法的評価を加えることが可能なほどの関係が認められるかという法的評価の問題である。そこで、因果関係の存否は、実行行為が内包する危険が結果として現実化したかという観点から決するものと解する。

具体的には、①行為者の行為の危険性と、②介在事情の結果発生への寄与度を中心に、諸事情を総合的に判断して決すべきである。

(2) 確かに、第1行為自体からAが砂末吸引により死亡する危険性は全く存在しない。しかし、殺人犯人が犯行の発覚を防ぐ目的で被害者の死体を遺棄しようとすることは、社会生活上の普通観念に照らし、十分ありうることである。また、被害者の生死を誤信して第2行為に及んだことも、第1行為によって形成された心理状態に誘発されたものといえる。

したがって、実行行為が内包する危険が結果として現実化したと認められる。

(3) よって、Xは「人を殺した」といえる。

3 もともと、Xは、第1行為によりAは既に死亡したものと思っており、Xが認識した因果経過とは異なる因果経過によって結果が発生している。にもかかわらず、「罪を犯す意思」（38条1項本文。以下「故意」という。）が認められるか。

(1) 因果関係は客観的構成要件要素であるから、因果関係の錯誤も事実の錯誤の問題として捉えるべきである。ここで、故意責任の本質は、犯罪事実の認識によって、規範に直面し、反対動機が形成できるのに、あえて犯罪に及んだことに対する道義的非難であるところ、犯罪事実は、刑法上構成要件として類型化されているから、現に発生した事実と行為者の認識した事実が構成要件の範囲内で符合していれば、故意が認められると考える。

これを因果関係の問題にあてはめると、実際の因果経過と行為者の認識した因果関係とが危険の現実化の範囲内にある限り、故意は認められることになる。

(2) 上記のとおり、実際の因果経過については、実行行為が内包する危険が結果として現実化したと認められる。他方、Xが認識した因果経過は第1行為によってVを殺害することであるところ、頸部絞扼によりAが死亡したとすれば、実行行為が内包する危険が結果として現実化したと認められる。

したがって、両者は危険の現実化の範囲内にある。

(3) よって、故意は認められる。

4 以上より、殺人罪が成立する。

注) 論述例2(1)第1段落については最決平 22.10.26 及び最決平 24.2.8、同(2)第1段落第2文については橋爪隆・刑法総論の悩みどころ 34頁を参照。